令 和 7 年 11 月 28 日 開 会

①

令和７年第４回茨城県議会定例会議案

茨　　城　　県

令和７年第４回茨城県議会定例会議案目次

		頁
第123号議案	令和７年度茨城県一般会計補正予算（第４号）	1
第124号議案	令和７年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第２号）	4
第125号議案	令和７年度茨城県病院事業会計補正予算（第１号）	6
第126号議案	令和７年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第２号）	7
第127号議案	令和７年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第２号）	8
第128号議案	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
第129号議案	介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11

予　　　　　　　　　　算

第123号議案

令和７年度　茨城県一般会計補正予算（第４号）

令和７年度茨城県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の補正は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大 井 川　 和　彦

第１表　債務負担行為補正

（新　規　分）

事　　項	事　　業　　内　　容	期　　間	限　　度　　額
茨城県総合福祉会館の管理運営に係る協定	茨城県総合福祉会館の管理運営に係る協定を株式会社茨城興産と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	461,035千円
茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定	茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県視覚障害者協会と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	258,440千円
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定を一般社団法人茨城県聴覚障害者協会と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	157,535千円
つくば国際会議場の管理運営に係る協定	つくば国際会議場の管理運営に係る協定をつくば国際会議場マネジメントグループ代表団体株式会社コンベンションリンケージと締結する。	自　令和８年度 至　令和９年度	38,923千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	自　令和８年度 至　令和10年度	100,530千円
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	102,770千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	331,980千円
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	令和８年度	12,137千円
県営住宅及び共同施設（龍ケ崎市、つくば市及び守谷市の区域）の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設（龍ケ崎市、つくば市及び守谷市の区域）の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	791,405千円
県営住宅及び共同施設（龍ケ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域）の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設（龍ケ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域）の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	7,360,530千円
茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	778,660千円
茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人インパクトと締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	315,150千円

茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	921,075千円
茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーくと締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	654,375千円
茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定を日本スポーツ振興協会グループ代表団体特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	619,397千円
茨城県立歴史館の管理運営に係る協定	茨城県立歴史館の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	2,550,700千円
堀原運動公園の管理運営に係る協定	堀原運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県スポーツ協会と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	863,490千円
笠松運動公園の管理運営に係る協定	笠松運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県スポーツ協会と締結する。	令和８年度	557,147千円
茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定	茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定を茨城県ライフル射撃協会と締結する。	自　令和８年度 至　令和12年度	62,365千円

第124号議案

令和７年度　茨城県港湾事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の補正は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大 井 川　 和　彦

第１表　債務負担行為補正

（新　規　分）

事　　　項	事　　業　　内　　容	期　　間	限　　度　　額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和８年度	16,128千円

第125号議案

令和７年度　茨城県病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度茨城県病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度茨城県病院事業会計予算第９条の次に、次の１条を加える。

（債務負担行為）

第10条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　　項	期　　　間	限　度　額
茨城県立こども病院の管理運営に係る協定	自　令和８年度 至　令和12年度	千円 3,485,105

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第126号議案

令和７年度　茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和７年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　予算第５条の表中鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

事　　　項	期　　　間	限　度　額
鹿島臨海都市計画下水道の管理運営に係る協定	自　令和８年度 至　令和12年度	千円 6,730,310

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第127号議案

令和７年度　茨城県流域下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和７年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　予算第５条の表中小貝川東部流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

事　項	期　間	限度額
那珂久慈流域下水道の管理運営に係る協定	自　令和８年度 至　令和12年度	千円 8,967,895

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

条例・その他

第128号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第２条の表３の３の２の項市町村の欄中「坂東市」の次に「，稲敷市」を加え、同表11の４の項第２号中「及び知事への送付」を削り、「⑶」の次に「から⑹まで及び⒇から㉗まで」を加え、同項第３号中「及び知事への送付」を削り、同項中第39号を第51号とし、第32号から第38号までを12号ずつ繰り下げ、第31号を第42号とし、同号の次に次の１号を加える。

㊸　法第69条の２第２項の規定による報告の受理及び知事への送付

第２条の表11の４の項中第30号を第41号とし、第17号から第29号までを11号ずつ繰り下げ、第16号を第19号とし、同号の次に次の８号を加える。

⒇　法第30条の18の４第１項の規定による報告の受理

㉑　法第30条の18の４第２項の規定による体制の確認

㉒　法第30条の18の４第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び公表

㉓　法第30条の18の４第４項の規定による報告の受理及び体制の確認

㉔　法第30条の18の４第６項の規定による報告及び報告内容の是正の命令

㉕　法第30条の18の４第７項において準用する法第30条の13第３項の規定による情報提供の要求

㉖　法第30条の18の４第７項において準用する法第30条の13第４項の規定による公表

㉗　法第30条の18の４第７項において準用する法第30条の13第６項の規定による公表

第２条の表11の４の項中第15号を第18号とし、第５号から第14号までを３号ずつ繰り下げ、同項第４号中「⑸，⑺から⑾まで，⒀，⒁，⒃，㉝，㉟，㊱及び㊴」を「⑻，⑽から⒁まで，⒃，⒄，⒆，㊺，㊼，㊽及び51」に改め、同号を同項第７号とし、同項第３号の次に次の３号を加える。

⑷　法第６条の３第４項の規定による情報提供の要求

⑸　法第６条の３第５項の規定による報告及び公表

⑹　法第６条の３第８項の規定による報告及び報告内容の是正の命令

第２条の表11の17の項第５号及び第６号中「及び知事への送付」を削り、同項中第52号を第56号とし、第22号から第51号までを４号ずつ繰り下げ、第21号を第24号とし、同号の次に次の１号を加える。

㉕　法第72条の３の規定による報告及び報告内容の是正の命令

第２条の表11の17の項中第20号を第23号とし、同項第19号中「⒇から㉘まで及び㉝から㊳」を「㉓，㉔，㉖から㉜まで及び㊲から㊷」に改め、同号を同項第21号とし、同号の次に次の１号を加える。

㉒　法第69条第３項の規定による報告の徴収及び立入検査等（法第８条の２第１項若しくは第２項の規定又は法第72条の３の命令の遵守の状況の確認に係るものに限る。）

第２条の表11の17の項中第18号を第20号とし、第８号から第17号までを２号ずつ繰り下げ、同項第７号中「⑾」を「⒀」に改め、同号を同項第９号とし、同項第６号の次に次の２号を加える。

⑺　法第８条の２第４項の規定による情報提供の要求

⑻　法第８条の２第５項の規定による公表

第２条の表14の２の項市町村の欄中「古河市」を「土浦市，古河市」に改め、同表14の２の２の項市町村の欄及び同表14の３の２の項市町村の欄中「日立市」の次に「，古河市」を加え、同表14の８の項第11号中「⒁」を「⒂」に改め、同項第14号中「第51条第４項並びに同条第５項」を「第51条第５項並びに同条第６項」に、「⒀」を「⒁」に改め、同号を

同項第15号とし、同項第13号中「第51条第３項」を「第51条第４項」に改め、「(⑿の処分に係るものに限る。)」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の１号を加える。

⒀　法第51条第３項の規定による公表（⑿の処分に係るものに限る。⒁において同じ。）

第２条の表14の８の項市町村の欄中「⒁」を「⒂」に改め、同表17の３の項第１号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同項第２号中「第18条第18項」を「第18条第19項」に改め、同表32の項中第41号を第43号とし、第19号から第40号までを２号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の２号を加える。

⒆　法第19条の２第１項の規定による登録住宅の目的外使用の承認

⒇　法第19条の２第２項の規定による登録住宅の目的外使用の承認の通知

付　則

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条の表11の４の項の改正規定、同表11の17の項の改正規定、同表14の８の項の改正規定、同表17の３の項の改正規定及び同表32の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第２条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦

第129号議案

介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条第６号中「第２条第17項」を「第２条第18項」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年11月28日提出

茨城県知事　　大井川　和　彦